

---

## 株式投資信託累積投資約款

---

### 1.(約款の趣旨)

この約款は、お客様と丸三証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の株式投資信託累積投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従って、株式投資信託累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

### 2.(契約の申込み)

契約の申込みは、お客様が総合取引口座を開設済みであり必要に応じてその他の取引口座を開設済みであること。「丸三の投信積立プラン申込書」および「丸三の投信積立プラン銘柄指定書」に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に署名、捺印し、これを当社本・支店に提出し当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。

### 3.(買付銘柄の選定)

- 本契約によって買付けできる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
- お客様は、選定銘柄の中から1銘柄以上を指定し、買付の申込みを行うものとします（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）。

### 4.(金銭の払込み)

- お客様は、指定銘柄の買付にあてるため、1回の払込みにつき1,000円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）を、当社に払い込むものとします。
- 「投信積立プラン」による定額買付サービスを利用する場合は「丸三の投信積立プラン取扱規定」で定めるものとします。

### 5.(買付時期・価格及び方法)

- 当社は、お客様から買付の申込みがあったとき、信託約款に基づいて遅延なく指定銘柄の買付を行います。
- 前項の買付価額は買付約定日の買付価額とし、所定の手数料及び消費税を加えた金額を払込金といたします。
- 買付けた指定銘柄の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その当該買付のあった日からお客様に帰属するものといたします。

### 6.(管理)

- この契約により買付けた指定銘柄は、振替有価証券管理約款に従い管理するものとします。
- 当社は、この契約により管理している指定銘柄の管理料をいただくことがあります。

### 7.(果実の扱い)

6.に基づき管理する指定銘柄の収益分配金が生じた場合は、お客様に代わって当社が受領したうえ、再投資は行わず、お客様の口座に繰り入れます。

### 8.(解約)

当社は、この契約に基づく指定銘柄について、お客様から解約の請求を受付けたときは、解約手続きのうえその代金を返還いたします。この場合の解約金額は、信託約款に定められる所定の解約価額に基づくものといたします。

### 9.(契約の解除)

- この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解除されるものといたします。
  - お客様から解除の申し出があったとき。
  - 当社が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
  - この契約にかかる指定銘柄が償還されたとき。
  - やむを得ない事由により、当社が解除を申し出たとき。
- この契約が解除されたときは、当社は遅滞なく8.に準じて当社において、お客様に返還いたします。

### 10.(申込事項の変更)

- 改名・転居等申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きにより、遅滞なく当社に届出ていただきます。
- 前項のお届出があったとき、個人番号カード等当社が必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

### 11.(その他)

- 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 当社は、天災、地変、その他の不可抗力により、この契約に基づく指定銘柄の買付もしくは指定銘柄の返還代金の金銭の返還が遅延したことによって生じた損害については、その責を負いません。
- この約款は、法令の変更及び監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。